

2. 看護学生等実習

年度	対 象	延人員
5	看護、保健、栄養、歯科衛生士 関連 5 校	73

3. 公害健康被害の補償等

昭和49年9月1日から、公害健康被害補償制度が実施され、当区域も、昭和50年12月19日から、本制度の該当地域に指定されました。この制度は、大気汚染の影響によって生じた健康被害について、その損失を補うための補償（医療費の全額負担、障害補償費、児童補償手当、療養手当などの給付）を行うとともに、健康の回復と保持増進に必要な事業が進められています。その後、昭和63年3月1日付で公害健康被害補償法が公害健康被害の補償等に関する法律に改められ、地域指定が解除され、新規認定は認められなくなりました。

(1) 公害健康被害認定状況

(令和5年度末現在：人)

天 王 寺 区				大 阪 市	
認 定 数	取消数累計			年度末現在	年度末現在
	治癒等	死 亡	府県市変更	認 定 数	認 定 数
359	159	136	18	46	5,505

(2) 疾病別認定患者数

(令和5年度末現在：人)

	慢性気管支炎	気管支ぜん息	ぜん気	肺 気 腫	計
15歳以上	3	42	0	1	46

(3) 等級別患者数

(令和5年度末現在：人)

	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	計
15歳以上	0	0	3	25	16	44

4. 在宅医療・介護連携推進事業

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現をめざします。

平成27年には、介護保険法が改正され、地域包括ケアシステムの構築を図る地域支援事業の包括的支援事業として、新たな「在宅医療・介護連携推進事業」の実施をはじめとした取組みの強化・充実が図られ、天王寺区においても国が定めた8項目に取り組んでいます。

5. 医 務

(1) 医療施設数

(令和5年度末現在：件)

病 院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所	歯科技工所	衛生検査所
8	166	79	26	334	33	3

(2) 医療施設関係許可・届出等件数

(令和5年度末現在：件)

施設種別	区分	許可	届出	登録
病 院		22	22	
一 般 診 療 所		14	64	
歯 科 診 療 所		2	37	
助 産 所		0	3	
施 術 所			89	
歯 科 技 工 所			3	
衛 生 検 査 所				1
合 計		38	218	1

(3) 立入調査実施件数

(件)

年度	区分	病 院	一 般 診 療 所	歯 科 診 療 所	助産所	施術所	歯科 技工所	衛生 検査所	計
令和5		9	28	6	1	19	1	0	64

(4) 医療従事者関係各種申請書受理件数

(令和5年度：件)

免許種別	申請区分	免許申請	籍訂正	再交付	抹消
医 師		21	30	3	3
歯 科 医 師		6	5	2	1
保 健 師		10	8	2	
助 産 師		1	3		
看 護 師		114	69	8	
理 学 療 法 士		4	2		
作 業 療 法 士		1	2		
放 射 線 技 師		2	2		
臨 床 検 査 技 師		2	3		
そ の 他			1		
合 計		161	125	15	4

6. 献血推進事業

献血によって輸血用血液をはじめ血液製剤を確保するため、当区においては、昭和55年10月1日に献血推進委員会が設置されましたが、平成24年6月21日付けで大阪市献血推進協議会が廃止されたことに伴い、献血推進委員の委嘱期間が終了した平成26年3月31日付けで廃止しました。

しかしながら、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第5条には、地方公共団体の責務として「献血について住民の理解を深めるとともに、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、必要な措置を講じなければならない」と定められていることから、引き続き啓発物品の配布などにより、献血推進の呼びかけに努めてまいります。

7. 感染症予防

感染症の発生は、生活環境の改善や医学の進歩及び予防接種等の充実によって減少傾向となっておりますが、新たな感染症等に対応するため、これまでの伝染病予防法などを廃止し、平成11年4月から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

保健福祉センターでは、患者発生時の疫学調査や消毒指導などの防疫対策を実施しています。

(1) 感染症届出状況（新型コロナウイルス感染症を除く。）（令和5年度：件）

疾患名	件数	疾患名	件数
腸管出血性大腸菌感染症	10	後天性免疫不全症候群	2
日本脳炎	1	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
レジオネラ症	1	侵襲性肺炎球菌感染症	9
アメーバ赤痢	2	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	2
カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	8	梅毒	31
日本紅斑熱	1	デング熱	1
水痘	2	クロイツフェルト・ヤコブ病	1
麻しん	8	播種性クリプトコックス症	1
風しん	1	合計	82

(2) 予防接種

各種予防接種は、取扱医療機関で個別実施しています。

D T	四種混合	B型肝炎	MR	ロタウイルス	小児肺炎球菌	ヒブ感染症	水痘	日本脳炎	子宮頸がん	季節性インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
503	2,830	2,003	1,431	1,480	2,648	2,646	1,311	2,736	75	8,820	629

(令和5年度：人)

8. 結核予防

保健福祉センターでは、結核患者の治療、入院などについて管理指導を行うとともに、家族等への感染予防を目的とした健診を実施しています。これらの結核管理健診や患者家族健診は、委託医療機関でも受診できる体制をとり、受診機会の確保に努めています。

また、区内住民を対象に結核健康診断を保健福祉センターで実施し、結核の予防に努めています。

(1) 登録患者

(令和5年末現在：人)

年	登録患者	新登録患者
5	25	8

(2) 結核健康診断

(人)

対象	X線(デジタル)	発見患者	ツ反	I G R A
一般市民	54	0		
患者家族	6	1	0	1
患者管理健診	5	0		
合計	65	1	0	1

(3) 結核医療費公費負担

結核の早期治療の推進と医療中断防止のため、結核医療費の公費負担を行っています。結核診査協議会の診査結果は、次のとおりです。

ア 一般患者(感染症法第37の2条)

(人)

対象	内容		
	申請	合格	承認
健保本人	2	2	2
健保家族			
生活保護	1	1	1
国民健康保険	2	2	2
後期高齢者医療	6	6	6
合計	11	11	11

イ 入院勧告患者の医療(感染症法第37条)

(人)

申請(承認)		不承認	入院勧告の解除			
新規・再	継続		死亡	事故	軽快	その他
2	1	0	0	0	0	0